

食品安全委員会第 490 回会合議事録

1. 日時 平成 25 年 10 月 7 日（月） 14：00～14：54

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 岡田内閣府副大臣・福岡内閣府大臣政務官挨拶
- (2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について
 - ・「ベダプロフェン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (3) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について
 - ・農薬「キノクラミン」に係る食品健康影響評価について
 - ・動物用医薬品「プロノポールを有効成分とするカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤」に係る食品健康影響評価について
- (4) 食品安全関係情報（8 月 31 日～9 月 20 日収集分）について
- (5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 25 年 9 月収集分）について
- (6) 食品安全委員会の運営について（平成 25 年 7 月～9 月）
- (7) その他

4. 出席者

(内閣府)

岡田副大臣、福岡大臣政務官

(委員)

熊谷委員長、佐藤委員、山添委員、三森委員、石井委員、上安平委員、村田委員

(事務局)

姫田事務局長、本郷事務局次長、山本総務課長、磯部評価第一課長、
山本評価第二課長、野ロリスクコミュニケーション官、池田評価情報分析官、
植木情報・勧告広報課長、前田上席評価調整官、

5. 配布資料

- 資料 1 動物用医薬品専門調査会における審議結果について<ベダプロフェン>
- 資料 2 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<キノクラミン>
- 資料 2 - 2 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<プロノポールを有効成分とする孵化を目的としたニシン目魚類の魚卵用消毒剤及びカレイ目魚類稚

魚の薬浴用消毒剤（パイセス）（第4版）>

- 資料3-1 食品安全関係情報（8月31日～9月20日収集分）について
- 資料3-2 食品安全委員会が収集したハザードに関する主な情報
- 資料4 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成25年9月分）について
- 資料5 食品安全委員会の運営について（平成25年7月～9月）
- 資料6 食品安全委員会の専門委員の改選について（報告）

6. 議事内容

○熊谷委員長 ただ今から「第490回食品安全委員会会合」を開催します。

本日は7名の委員が出席です。

また、本日は岡田広副大臣並びに福岡資麿大臣政務官に御出席いただいております。

(1) 岡田内閣府副大臣福岡内閣府大臣政務官挨拶

○熊谷委員長 早速ではございますけれども、岡田副大臣、福岡大臣政務官から御挨拶をいただきたいと存じます。

初めに、岡田副大臣、よろしく願いいたします。

○岡田副大臣 食品安全担当の副大臣を拝命いたしました岡田広です。よろしく願いいたします。参議院議員の前は水戸の市長を3期やらせていただいて国会へ出てまいりました。

食品安全委員会は平成15年7月に発足し、本年7月で10周年を迎えました。熊谷委員長をはじめとする7名の委員、専門委員、そして事務局職員の皆様方の3者が一致団結して日々業務に励んでいると伺っており、その御努力に心から敬意と感謝を表したいと思っております。

食品の安全性を確保するためには、人の健康への悪影響の発生を防止し、又はそのリスクを低減するためのリスク分析の考え方が重要であり、その考え方により我が国の食品安全行政が行われているわけであります。

リスク分析はリスク評価、そしてリスク管理、リスクコミュニケーションの3本の柱から成り立っています。食品安全委員会においてはそれらのうちリスク評価とリスクコミュニケーションを担っております。食品をめぐるリスクが多様化する中、国民一人一人がリスクを正しく理解しつつ食品を選ぶことができるよう、科学的知見に基づく中立、公正なリスク評価を行うとともに、消費者等の関係者との間とのリスクコミュニケーションを積極的に行っているものと理解しております。

リスク評価機関として食品安全委員会が引き続きその機能をいかんなく発揮され、食品安全委員会と、食品に関する主要なリスク管理機関である厚生労働省、農林水産省の3省庁が互いに連携しつつ、食品の安全性がさらに向上されることを強く期待しております。

食品の安全は私たち一人一人の命に直結する国政の重要なテーマの1つです。森大臣のもと食品安全を担当する副大臣として、国民の健康の保護を最優先に、科学的知見に基づき食品の安全性を確保していくことに全力を尽くす覚悟と決意でありますことを申し上げまして御挨拶に代えたいと

思います。

ありがとうございました。

○熊谷委員長 ありがとうございました。

続きまして、福岡大臣政務官よろしく願いいたします。

○福岡大臣政務官 このたび食品安全担当の大臣政務官を拝命いたしました福岡資麿と申します。よろしく願いいたします。

先ほど岡田副大臣からもお話しありましたように、この委員会は発足 10 年になる中で、週 1 回、490 回の会合を積み重ねてきていただいていると承知をしております。委員の先生方、そして専門委員の先生方、そして事務局の方々の御苦勞に対しまして心から敬意と感謝を申し上げさせていただきたいというふうに思っております。

私もこの政務官の前は党の方ですが自民党の厚生労働部会長を仰せつかっておりまして、その中で食品の安全基準等についても議論の中に参加をさせていただいております。

先ほど岡田副大臣の方からもリスク評価についてお話がございましたが、やはり科学的知見に基づいて中立的な立場から皆様がしっかり御議論いただくということは極めて大事な任務だというふうに承知をしているところでございます。

これまで 1,400 件以上のリスク評価をしてきていただいているというふうに承知をしておりますが、今後とも厚生労働省、農林水産省、消費者庁と連携しつつ、食品の安全がさらに高まっていくことを心から祈念をさせていただきたいというふうに思っております。

併せまして、私今回消費者行政担当も任命をさせていただくことになりました。これまでもリスク評価の結果を分かりやすく国民に情報提供するということで 500 回以上意見交換会等も開催していただいているというふうに伺っております。引き続きその役割を全うしていただくことも併せてお願いをさせていただきたいというふうに思います。

最後になりますが、森大臣、岡田副大臣を私もしっかりお支えしてこの分野に関しても一生懸命取り組んでまいりたいというふうに思います。皆様方の御指導をお願いさせていただいて御挨拶に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

○熊谷委員長 ありがとうございました。

食品安全委員会はお二方が御挨拶の中でおっしゃいましたように、国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもとに、科学に基づいて中立、公正に食品の安全性に関するリスク評価を行ってきております。これからも国民の皆様への御期待に応えられるよう努めてまいります。

岡田副大臣、福岡大臣政務官には私どものリスク評価が中立、公正かつ科学的に行われることにぜひお力添えをいただきますれば幸いです。今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、お手元でございます食品安全委員会議事次第に従いまして本日の議事を進めたいと思います。まず資料の確認を事務局からお願いします。

○山本総務課長 それでは資料の確認をさせていただきます。本日の資料は8点ございます。

資料1が、動物用医薬品専門調査会における審議結果について。

資料2-1が、農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について。

資料2-2が、動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について。

資料3-1が、食品安全関係情報（8月31日から9月20日収集分について）。

その関連資料として資料3-2。

資料4が食の安全ダイヤルに寄せられた質問等（平成25年9月分）について。

資料5が食品安全委員会の運営について（平成25年7月～9月）

資料6が食品安全委員会専門委員の改選について報告でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○熊谷委員長 よろしいでしょうか。それでは続きまして議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○山本総務課長 事務局において平成24年7月2日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○熊谷委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

（2）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

○熊谷委員長 それでは議事に入ります。

「動物用医薬品専門調査会における審議結果について」です。

本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されています。

まず、担当の三森委員から説明をお願いします。

○三森委員 それでは、概要について御説明いたします。資料1、ベダプロフェンです。資料1の5ページをおあけください。そこに要約が掲載されていますが、この要約に沿って御説明申し上げます。

動物用ベダプロフェンですが、非ステロイド系の抗炎症薬として、海外では馬の筋肉及び骨格系の疾患に伴う疼痛又は炎症の治療を目的として使用されております。一方、我が国におきましては動物用医薬品として承認されておりません。今般、EMEA、正式名は欧州医薬品審査庁ですが、このEMEAの評価書等を用いてベダプロフェンの食品健康影響評価を行いました。

ベダプロフェンは遺伝毒性試験の結果から生体にとって問題となる遺伝毒性を示さないと考えられております。また、発がん性試験の結果は得られておりませんが、ベダプロフェンは発がん物質又はその可能性が示唆される薬物群に分類されてはいないということが EMEA から報告されておまして、現在までのところ発がんの危険性は報告されていないということです。したがって、一日摂取許容量、ADI と略しますが、ADI を設定することが可能であると判断されております。

専門調査会におけます毒性に関する主な議論ですが、イヌを用いた 90 日間急性毒性試験で得られました所見の取扱いや追加の安全係数につきまして議論されました。その結果、イヌを用いた 90 日間急性毒性試験でみられました便潜血等に基づく無毒性量、NOAEL と略します、この NOAEL が 0.125 mg/kg 体重/日を ADI の設定根拠とすることが妥当とされたところでございます。

また、追加の安全係数ですが、イヌを用いた 90 日間急性毒性試験におきまして、一群辺りの動物数が少ないということでしたが、薬物動態試験の結果から、ヒトにおけるベダプロフェンの経口投与による半減期はイヌよりも短いことが分かりまして、さらに慢性毒性試験及び発がん性試験が実施されていないということから、これらを総合的に考慮しまして、種差 10、個体差 10 の合計安全係数 100 にさらに 10 を追加することが適当であると考えられたところでございます。

動物用医薬品専門調査会におきましてはこれらを根拠といたしましてベダプロフェンの ADI を 0.00013 mg/kg 体重/日としております。

詳しくは事務局より説明をお願い申し上げます。

○山本評価第二課長 それでは、事務局より補足の説明をいたします。

今のページ 5 ページの次、6 ページから御説明いたします。まず、I、評価対象動物用医薬品の概要でございます。下の方に 7 として使用目的、使用状況等がございます。先ほどの説明にもございましたが、このものは非ステロイド系抗炎症薬、NSAIDs でございまして、海外において馬の疼痛又は炎症を治療する目的で使用されております。

次のページにございますが、日本においては承認等はされておられません。今般、厚生労働省よりポジティブリスト制度、残留規制の導入に伴う暫定基準値の見直しに係る評価要請があったものでございます。

7 ページの II からが安全性に関する知見の概要でございます。まず 1 として薬物動態試験がありまして、(1) 及びその下にあります (2) がヒトの試験でございます。8 ページには (3) としてイヌを用いた試験がございます。結果はそれぞれ表にまとめておりますが、経口投与後の生物学的利用性は高く、半減期、 $T_{1/2}$ はヒトでは 3 時間、イヌでは 13 時間という結果でございました。

9 ページをお願いします。9 ページの (4) は薬物動態試験 (馬) でございます。①吸収のところに書いておりますように、馬で経口投与後速やかに吸収され、吸収率は 80~90% でした。主要代謝物は 10 ページの記載になりますが、モノ水酸化体でございました。

10 ページの中ほどから 2 の残留試験でございます。馬を用いた経口投与試験で、このページの表 7 に結果をまとめておりますが、肝臓及び腎臓に残留が認められております。

その下からは 3 の遺伝毒性試験でございますが、これはすべて陰性となっております。

続きまして、11 ページをお願いします。5 の亜急性毒性試験の（1）、これがイヌでの 90 日間亜急性毒性試験です。これが一日許容摂取量 ADI の設定根拠となる無毒性 NOAEL が得られた試験でございます。

結果はこの 11 ページの下の方に一般状態では 0.5 mg/kg 体重/日以上投与群の雌雄で便潜血や血便等がみられております。

12 ページに移りますと、こちらでも 0.5 mg という記載の部分がありますが、血液生化学的变化や剖検所見、病理組織学的所見の部分で胃幽門部粘膜のびらん等がみられました。なお、これらの有害事象はすべて可逆的な毒性であったとされております。

このページの下に 6. として慢性毒性及び発がん性試験がございますが、慢性毒性及び発がん性試験は実施されておられません。なお、ベダプロフェンは発がん性がある薬物群に分類されておらず、EMEA では慢性毒性及び発がん性試験は必要ないというふうに判断しております。

13 ページになります。7. として生殖発生毒性試験ですが、下の方にありますラット及びウサギの試験で、母動物、児動物に 5 mg/kg 体重/日の NOAEL が得られております。胎児の催奇形性はみられておりません。

14 ページの中ほどから 8. その他として安全性等に関するその他の知見をまとめております。

これらの結果をまとめまして、16 ページからⅢ. 食品健康影響評価となりますが、結論につきましては先ほど三森委員から御説明いただいたとおりでございます。

本件に関しましては明日から 11 月 6 日までの 30 日間、国民からの意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 それでは、本件につきましては今御説明いただいたとおりでございますけれども、内容あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。

石井委員。

○石井委員 ベダプロフェンは動物医薬品ということなのですが、非ステロイド系の抗炎症剤というのはヒトにも使われていると思うのですが、どんなものがあるか、どの程度使用されているのか。また、副作用などがありましたら教えていただきたいと思っております。

○熊谷委員長 三森委員。

○三森委員 担当の三森の方からお答え申し上げます。

1 つ目の質問ですが、ヒトで使用されているかということにつきましては、イブプロフェンやインドメタシン、あるいはロキソプロフェン、一番新しい薬と思いますが、NSAIDs として鎮痛消炎目的で広く使われております。

2 番目の質問の副作用はどのようなものがあるかということですが、この NSAIDs の副作用とし

て有名なのは消化性潰瘍になります。胃液の分泌が促進されて、胃液によって胃の粘膜が壊死に陥りまして、潰瘍を形成します。これが特徴的な所見です。

もう1つは、この NSAIDs は腎障害を起こしやすいということで、腎臓の髄質の腎盂というところに虚血性の壊死が起こりやすく、出血してくることがあるということです。

このベダプロフェンの場合も、NSAIDs に属しますことから同様な毒性学的な所見が得られています。

よろしいでしょうか。

○石井委員 ありがとうございます。

○熊谷委員長 ほかに御意見・御質問ありますか。佐藤委員。

○佐藤委員 今回安全係数として1,000を使っているということになるわけですが、通常は種差10、個体差10の100というのが多いのだらうというふうに思います。EMEAにおいても100という数字を使っているというふうにこの評価書にも書いてあるわけです。1,000にするのに追加の係数10が加えられたということですが、先ほどちょっと御紹介もありましたけれども、どのような議論があったのか。それから、1,000が高すぎるというか大きすぎるというような御意見はなかったのかということについて教えていただければと思います。

○三森委員 お答えいたします。まず、EMEAでの評価ですが、ベダプロフェンは発がん物質の可能性が示唆される薬物群には分類されていないということが1つあります。さらには、変異原性及び現在得られている毒性試験結果などから、発がん性を疑うような所見はみられていません。したがって、慢性毒性試験、さらには発がん性試験を必要としないと判断した旨が評価書に記載されています。動物用医薬品専門調査会におきましてこの件についても議論されました。

動物用医薬品専門調査会では慢性毒性試験、それに発がん性試験、この2つが実施されていないことを重く受け止め、そのデータギャップを重視したということでございます。

追加の安全係数を適用しているということについては、新たな毒性知見が得られたというわけではないですが、ADIを設定するためには慢性毒性／発がん性試験のデータがどうしても不可欠であるということからEMEAでは安全係数100ですが、さらに10加えた1,000を安全係数としたという経緯でございます。

よろしいでしょうか。

○佐藤委員 どうもありがとうございました。データギャップの見方をより慎重にして追加の係数を掛けたということはよく分かりました。

これはこれで1,000でよろしいかと思うのですけれども、いろいろな専門調査会があるわけで、その中でもやはり通常使っている100ではないようなケースも幾つかみられると思うのですよね。

そういうのを横に並べてどういう状態になっているのか、あるいは少し考え方というかそういうものがみえやすいように整理するようなことも今後必要ではないかなというふうに思いますので、ちょっと事務局も含めてお考えいただけたらと思います。

どうもありがとうございました。

○熊谷委員長 確かに安全係数、係数の部分で国際機関、それからほかの国々も若干違うチョイスをとることが多いわけですがけれども、私どもとしまして、これまでもこの係数については状況を調べて、それで座長会などで各専門委員会でも承知してもらっているところですが、ちょっとそれからまた時間がたちましたので、御提案のようにできればというふうに思いますので、事務局もよろしく願いいたします。

○姫田事務局長 承知いたしました。

○熊谷委員長 それでは、ほかにこの案件について御意見・御質問ありますか。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集手続きに入ることとし、得られた意見・情報の整理、それから回答案の作成、評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとしたというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○熊谷委員長 それでは、岡田副大臣と福岡大臣政務官はここで御公務のため退席されます。

どうもありがとうございました。

(3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬1品目、動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価についてです。

まず、農薬1品目に関する食品健康影響評価についてです。

本件につきましては専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続きが終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○磯部評価第一課長 それでは、資料2-1、農薬の評価書案、キノクラミンについてお願いしたいと思います。

その資料の3ページをお開きいただきたいと思います。審議の経緯がございます。本剤につきましては本年8月19日の食品安全委員会に報告させていただきまして、9月18日までの間、国民からの意見・情報の募集を行ったものでございます。

それで、国民からの御意見・情報の募集を行ったところ、一番最後のページでございますが、特段の御意見・情報の提供はなかったというものでございます。

そのため、評価書の 35 ページ見ていただきたいと思います。食品健康影響評価でございます。ごらんいただきますと、暴露評価対象物質としては農産物、魚介類中におきましてキノクラミン（親化合物のみ）、また 35 ページの一番下のところに ADI の設定根拠書いてございますが、各試験で得られた無毒性量のうち最小値としてラットを用いた 2 年間発がん性試験の 0.21 mg/kg 体重/日を基に安全係数 100 で除した 0.0021 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量として設定したということでございますので、この案で関係機関の方に通知をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、本件につきましては農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちキノクラミンの一日摂取許容量を 0.0021 mg/kg 体重/日と設定するというところでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○熊谷委員長 それでは、続きまして動物用医薬品 1 品目に関する食品健康影響評価についてです。本件につきましては専門調査会における審議が終了しております。それでは、事務局から説明をお願いします。

○山本評価第二課長 それでは、資料 2-2 に基づいて御説明いたします。

資料 2-2 の 7 ページをお願いします。この下の方に効能・効果がございまして、ニシン目魚類の魚卵の消毒、これについて既に 1 版、2 版、3 版までの評価が終っておりまして、今般はこの（2）のカレイ目の稚魚への消毒という用法を追加するための評価要請でございます。したがいまして、今回追記した部分を中心に説明させていただきます。

まず、9 ページには中ほどに *T. maritimum*、この滑走細菌症に関する記述を追記してございます。

そして、10 ページからが安全性に関する知見の概要ですが、2 の薬物動態残留試験の（1）成魚における試験と、11 ページの（2）のにじますにおける試験と、この試験の結果、プロノポールという主剤の主要代謝物が 2-ニトロプロパン-1,3-ジオールと考えられたということがここに記載しております。

それで 13 ページに移りますと、残留試験、13 ページ②と③で追記したのがひらめの残留試験でございます。ここではこの 2-ニトロプロパン-1,3-ジオールを指標残留物として測定しておりまして、表 3、表 4 にありますようにこの残留物の半減期は約 2 日で、薬浴終了の 14 日後には定量限界近傍から 0.01 µg/g まで減衰しているということを書いてございます。

15 ページに飛びますが、ここには（6）としてプロノポールの水中における分解について参考

記載しております。水中で迅速に分解し、加水分解半減期は 25℃で 1 日以内ということでございました。

次のページ、16 ページからは 3 として魚類に対する安全性、(3) と (4) がひらめの稚魚に関する知見で追記しておりますが、異常等は認められておりません。

ということでございまして、18 ページ、最後に食品健康影響評価の部分でございます。今般追記したのは 5 行目からの部分です。カレイ目魚類の稚魚の滑走細菌症による死亡率の低下を目的として使用する場合、本剤対象のひらめは体重 50 g 以下の稚魚であると。2 行下から、成魚による薬浴試験及びひらめの稚魚における残留試験の結果から、魚体における蓄積性は認められていない。また、食品として供されるまでは数カ月を要するというので、所定の用法・用量で使用される限り主剤であるブロンポール代謝物が食品中に残留する可能性は無視できると考えられるとしております。

それをもって、結論としては適切に使用される限りにおいては、ヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるということで、評価結果には変更はございませんことから、パブリックコメントは行わず、この結果を関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして御意見・御質問がありましたらお願いします。

これは以前の魚卵と結論は同じと考えていいわけですね。

○山本評価第二課長 はい、そのとおりでございます。所定の用法・用量で使用する限り残留する可能性は無視できる。そのことを踏まえて影響への可能性は無視できるということでございます。

○熊谷委員長 ほかに意見ありませんか。

それでは、本件につきましては意見・情報の募集は行わないこととし、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、ブロンポールを有効成分とする孵化を目的としたニシン目魚類の魚卵用消毒剤及びカレイ目魚類稚魚の薬浴用消毒剤（パイセス）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるということによるしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

(4) 食品安全関係情報（8月31日～9月20日収集分）について

○熊谷委員長 それでは、次の議事に移ります。

「食品安全関係情報（8月31日～9月20日収集分）について」です。

事務局から報告をお願いします。

○植木情報・勧告広報課長 御報告いたします。

資料3-1でございます。8月31日～9月20日収集分でございますけれども、左の欄のハザード別でございますけれども、今回につきましても化学物質が56件、微生物・プリオン・自然毒が56件と多くなっております。

それから、地域別でございますけれども、同様にEU、EFSAが39件、アメリカが15件というふうに多くなっております。

裏面でございます。主なものの御紹介でございますけれども、化学物質でございますけれども、2つ目にFDAがコメ及びコメ製品1,300種中のヒ素に係るサンプリング結果を発表してございまして、内訳はコメが500種、コメ製品が800でございます。検出された量は非常に少ないのでございますけれども、FDAとしてはそのリスク評価を行いまして、2014年の公表を見込んでいるということが書いてございます。

次、微生物・プリオン・自然毒でございますけれども、ここに書いてあるとおりでございますけれども、一番最初のカナダのブリティッシュ・コロンビア州とアルバータ州での腸管出血性大腸菌O157:H7でございますけれども、これは今のところ患者数が11名で、原因食材はチーズが疑われてございます。

以下、新食品その他につきましては書いてあるとおりでございます。

次、資料3-2をお願いいたします。今回御紹介するのは、欧州疾病予防管理センター（ECDC）が欧州連合／欧州経済域内において2006年～2009年に発生した6つの主要な食品及び水媒介感染症の調査報告書を公表してございます。

本文の3行目でございますけれども、本報告書はEU加盟国及びアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーからの報告に基づき作成されてございます。

これは報告ベースでございます。中身を見ますと、ここに書いてございませぬが、単位人口当たりの発生件数という数字もございまして、それを見ますと非常に国によってばらついてございまして、それぞれの国から報告された値を補正したり、全体の患者数の推計とかいうことはしないで、単に各国の報告数を集計したものだというふうに考えてございます。

まずはカンピロバクターと志賀毒素／ベロ毒素生産性大腸菌と、あとサルモネラでございますけれども、これは従来からEUのフェンドで調査行っております。次に細菌性下痢とエルシニア症とリステリアについて追加で調査をした経緯がございまして。以上で6つでございますけれども、なぜか報告書には腸チフス、パラチフスについても書いてございましたので、これも加えると8つになりますけれども、ここに書いてございます。

一番最初がカンピロバクター症でございますけれども、これはこの2006年～2009年の間に13%増加しているということでございます。

次が、志賀毒素／ベロ毒素産生性大腸菌でございますけれども、これは9%増加してございます。

次がサルモネラ症でございますけれども、これは33%減少しておりますけれども、まだ数としては約11万人という報告でございまして、この数自体は最初のカンピロに次ぐ値となっております。

ます。

次の細菌性赤痢につきましては 13%減少、次のエルシニア症につきましては 16%減少というふうになってございます。

次のリステリアにつきましては4年間で傾向に変化はないということになってございます。

一番下に、日本の同じ期間の 2006 年～2009 年の食中毒の患者数を参考に掲げてございます。現時点においては日本ではノロウイルスが一番多いのでございますけれども、そのほかについてはここに書いたとおりでございます。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして御質問等ありましたらお願いします。

ヨーロッパがすごくこれを見ると食品と水媒介感染症の数が多いという数値になって、例えばエルシニアというのは日本はゼロということになってはいますけれども、こちらを見ると約 7,600 人。それから、腸チフス、パラチフスは海外の旅行から持ち帰ったというふうに書いてありますけれども、それでも日本も結構海外に行く人が多いと思うのですけれども、この数字のギャップがすごく大きいので、我が国も報告に基づいているのですが、報告するときの何かクライテリアみたいなのはどうしても違っているのではないかなという気がするわけなのですけれども。これは少し何か調べる必要があるように、これは質問ではなくて感想なのですけれども、ようにも思われます。

実はずっと前からこれ大変多くの人々がみんな気にしていることで、学校の先生もどういう数字を教えるために用いていいのかというのが結構よく分からない部分だったのですね。ですから、我々としてもちょっとこれは何か、果たして調査ができるのかどうなのかよく分かりませんが、少し考えてみる必要があるのかなという気がします。

どうぞ。

○植木情報・勧告広報課長 あくまでもこれ参考でございますけれども、カンピロバクターにつきまして、人口 10 万人当たりの患者数というのを機械的に算出した数字がございまして、それを見ますと非常にばらついておりまして、一番多いのがチェコの 193 名、オーストリアが 18 名、フランスが 6 名、ハンガリーは 65 名とか、同じヨーロッパでも余りにもばらついてはいるので、比べるのはなかなか難しい。ただ、2006 年、2007 年、2008 年、2009 年の数字もございまして、それを見るとやはり同じ国は大体同じような数字になっていますので、変化を見る目安にはなるのでしょうか、国を比べるのはなかなかちょっと難しいのかなという感じは思っております。

○熊谷委員長 どうもありがとうございます。数字だけから見ると我が国はものすごく胸を張れるのですけれども、どんどん国外に宣伝したいところなのですが、果たしてこのまま宣伝していいのかどうなのかというのはちょっと疑問が残りますので。我が国も同じ仕方でやっていますので、年次変化を見るのはいいと思うのですね。ただ、国外と余りにも開きがあるときにどう理解するかとい

うところで少し考える必要があるのかなというふうに思った次第です。

佐藤委員。

○佐藤委員 今課長の方からヨーロッパ域内でも差があるような話がありましたけれども、やはりヨーロッパの国でもいろいろ衛生状態なんか違う国もあるし、それからあと陸上の移動で人口移動が起こるといってもかなり効いてるのではないかなと。日本の場合ですとどうしても限られたところの出入りだけになって検疫もきちっとやっているのだらうと思いますので、そういうようなことも外国からの持ち込みなんかを考えた場合には違ってくる可能性というのはあるのだらうと思うのですけれども。

ただ、私も委員長の御指摘を聞いて、本当にこういうことなのか非常に興味というか、あるいはある意味では大事なデータなので、調べられるだけのことは調べた方がいいように思いますけれども。

以上です。

○熊谷委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御質問等ありますか。

(5) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 25 年 9 月分）について

○熊谷委員長 それでは、ないようですので、次の議事に移ります。

「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について」です。

事務局から報告してください。

○野口リスクコミュニケーション官 資料4をごらんください。「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（25年9月分）について御報告いたします。

9月分でございますが、通常は大体月平均 60 件ぐらい質問とか寄せられるのですが、9月はちょっと理由は分かりませんが、42件と少々少な目でございます。

その内訳としましては、委員会関係8件、健康影響評価関係6件、リスク管理関係27件、その他1件という内訳になっております。

全体の質問とか寄せられたのが少なかったのですけれども、裏面ごらんください。その中の主なものをちょっと御紹介いたします。3点ございます。1点目が評価全般としてADIを決める基準ですね、決め方についてどうなのかというような問合せがございました。

2つ目、科学の目でみる食品安全、これはうちの方で発行しているものですが、これの冊子が欲しい、送ってもらうことができるのかと。

そして3点目といたしまして、モロヘイヤのことにに関して、どの部分に毒が含まれているのか詳しく教えほしいと。この3点目のモロヘイヤに関しましては8月分の報告でもちょっと御紹介したのですけれども、8月、9月とちょっとモロヘイヤ単品というのでしょうか、モロヘイヤに限って

数件質問が寄せられておりましたので、8月に引き続き9月についても御報告させていただいております。

以上です。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして御質問等ありましたらお願いします。

山添委員。

○山添委員 資料4の1枚目のところで、多分記載のミスかなと思うのですが、3の化学物質系のところで、ルイボスィーと書いてあるのは、これはティーですね。修正をお願いします。

○野口リスクコミュニケーション官 失礼いたしました。訂正いたします。

○熊谷委員長 ほかにありますか。

佐藤委員。

○佐藤委員 モロヘイヤの問合せが続いたということですが、何か考えられるような理由とこのはあるのですか。何かで話題になっているとか。

○野口リスクコミュニケーション官 これもちょっと関係省庁とか確認、問合せもしてみたのですが、正直どこかで話題になったとか、出荷量が伸びたとかどうもそういう背景はないみたいな状況でございます。すみません、はっきりとは分かりません。

○熊谷委員長 ほかにありますか。

(6) 食品安全委員会の運営について(平成25年7月～9月)

○熊谷委員長 それでは、次の議題に移ります。

「食品安全委員会の運営について(平成25年7月～9月)」です。

事務局から報告をお願いします。

○山本総務課長 それでは、お手元の資料5に基づきまして、平成25年7月～9月までの運営状況について御報告いたします。

まず、食品安全委員会の開催状況につきましては月ごとにまとめております。1ページ目が7月の関係でございまして、(1)要請案件について記載し、次に(2)結果通知案件について3ページにかけて評価結果の概要を記載しております。3ページのその他のところでは評価関係以外として、平成24年度食品安全委員会運営状況報告書について決定しております。

4ページからが8月の運営状況でございます。農薬の関係が多い状況にございまして、5ページから6ページにかけて結果通知の概要を記載しております。

7ページからが9月の運営状況でございます。8ページにかけて結果通知の概要を記載しております。8ページのその他のところでございますが、平成25年食品健康影響評価技術研究の追加課題、それから平成26年度の食品安全確保総合調査及び食品健康影響評価技術研究の優先実施課題を決定しております。また、平成24年度終了食品健康影響評価技術研究課題の事後評価結果を報告しております。

次に9ページからが専門調査会の運営状況にございまして、13ページにかけまして各専門調査会ごとに調査審議の対象を中心に記載しております。

最後の14ページ、15ページが意見交換会の開催状況でございます。7月3日には食品安全委員会設立10周年を記念し、EFSA、FSANZ等の海外リスク評価機関の関係者を招聘しての国際共同シンポジウムを開催しております。また、「食品を科学する」と銘打っての連続6回もの一般向け講座を7月から開始し、9月までに3回開催しております。そのほか、子ども向けのジュニア食品安全委員会でありますとか、食中毒の予防や食品中の放射性物質対策などに係るリスクコミュニケーションを実施しております。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして御質問等ありましたらお願いします。

ないようですので。

(7) その他

○熊谷委員長 それでは次に、本日は「その他」として食品安全委員会専門委員の改選についての報告があるというふうに聞いております。

事務局から報告をお願いします。

○山本総務課長 それでは、お手元の資料6に基づきまして御報告いたします。

今回の改選は本年9月30日付で農薬専門調査会とプリオン専門調査会を除く専門調査会の専門委員が任期満了を迎えましたことから、その一斉改選を行ったものでございます。

10月1日付で内閣総理大臣による任命が行われ、同日付で各専門委員の所属専門調査会の指名が委員長により行われております。

資料の頭紙以下が各専門調査会所属の専門委員の名簿でございます。今回の選任者数は177名であり、うち再任が103名、新任が74名となっております。今回改選の対象となっていない委員も含めると、専門委員数は総計で205名となり、改選前より27名増加いたしました。これは、調査審議体制の強化の観点から、審議に必要な専門分野について複数の専門委員を配置すること等を基本に選任した結果でございます。また、女性委員比率は今回の改選により31.7%となり、改選

前と比較すると 7.6 ポイント増加いたしました。

以上でございます。

○熊谷委員長 ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして御質問等ありましたらお願いします。

それでは、退任される委員の皆様方にはそれぞれの業務をお持ちの中で時間を割いていただき、御協力いただき、大変お世話になりました。

また、新任の皆様方には今後各専門調査会で御尽力いただきたいと願っております。ぜひとも、またお忙しい中ですが、御協力をお願いしたいというふうに思っております。

企画等専門調査会につきましては委員会の運営計画、自ら評価案件の選定、リスクコミュニケーションなど、委員会に係る幅広い課題について調査審議を行っていただいております。

また、リスク評価に係る 11 の専門調査会の専門委員におかれましては、調査審議に当たってデータの解析、関係論文の精査、評価資料の執筆など膨大な作業を実施していただいております。

このような専門委員の方々の御活躍は広く紹介され、国民の皆様が高く評価されるべきものであるというふうに考えております。

それでは、ほかに議事はありますか。

○山本総務課長 ございません。

○熊谷委員長 これで本日の委員会の議事はすべて終了しました。

次回の委員会会合につきましては、再来週 10 月 21 日、月曜日、14 時から開催を予定しております。

また、8 日、火曜日、14 時から農薬専門調査会評価第一部会が非公開で、10 日、木曜日、10 時から肥料・飼料等専門調査会が公開でそれぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第 490 回食品安全委員会会合を閉会します。

どうもありがとうございました。